

GIFU

環境保全協会報

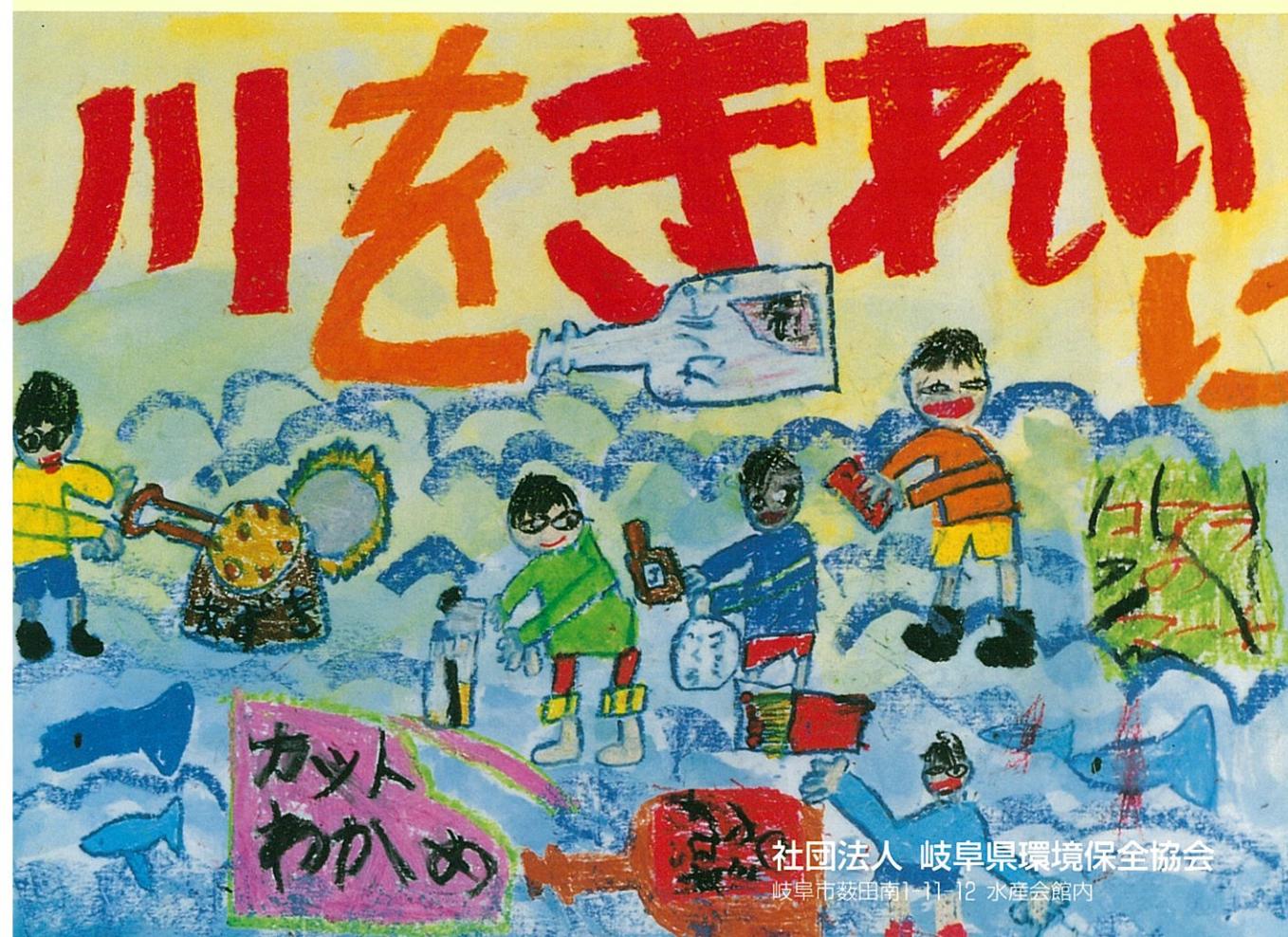
1994／第20号

平成6年7月5日発行

題字：梶原拓岐阜県知事

特集

岐阜県第四次産業廃棄物処理計画
岐阜県地域環境保全指針



社団法人 岐阜県環境保全協会
岐阜市薮田南1-11-12 水産会館内

目 次

卷頭言 江戸時代に学ぶリサイクル 大垣女子短期大学理事長 吉田三郎 1

特 報 平成6年春の定期人事異動 3

就任のあいさつ 岐阜県衛生環境部次長 種田昌史

岐阜県衛生環境部次長 坪内全治

岐阜県環境整備課長 高木勉

大垣市環境部長 高橋邦夫

特 集 岐阜県第四次産業廃棄物処理計画 岐阜県環境整備課 8

岐阜県地域環境保全指針 岐阜県環境管理課 12

協会だより 第9回通常総会 功労者の表彰 委員会活動 14

平成6年度第1回理事会 役員の異動 他

行政ニュース 県産業廃棄物問題懇話会開催される 18

地球環境まつり'94開催決まる 18

お知らせ 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会 19

大臣認定許可講習会

制度融資のご案内 20

編集後記 24

表紙写真 *川をきれいに。 大垣市立青墓小学校2年生 松井雄一郎君の作品

県提唱の「ブルーリバーアクション」キャンペーン用として県・県教育委員会が行ったポスターコンクールの応募作品で、小学校低学年の部で見事、知事賞を受賞したものです。

(岐阜県環境管理課提供)

江戸時代に学ぶリサイクル



大垣女子短期大学

理事長 吉田三郎

30年前ですが、私が視察団の一員としてロンドンにまいりました時、たまたまロンドンに留学をしておられた現協会の理事長で、当時岐阜薬科大学の教授であった小瀬先生に連絡をしてロンドン市役所に行き、公害先進国の実態を教えていただきました。その中で驚いたことの一つに1858年、ロンドン大臭気事件なるものを知りました。

当時の日本の考え方は、江戸時代は大変後れた時代で、当時すでにロンドン、パリには下水道があって、イギリスやフランスはなんと進んだ国だと言う認識でした。ところが実態は、生屎尿をそのまま、チームズ川に流していたのです。(その後、終末処理施設が出来ました) その結果、大変な事になりました。臭いことは勿論、メタンガスは出る。火をつけて燃やさなければならず、付近の国会議事堂では審議が中断することまであったと言う程です。そこで私が気がつきましたことは「鮎の子の白魚送る別れかな」(芭蕉)の句です。これは確かに隅田川で芭蕉が詠んだものです。帰りまして調べましたところ黙阿弥の「三人吉三」に「月も臘に白魚の篝も霞む春の空」と言うのがあり、又浮世絵にもあります。

一体、白魚はどんな条件の川にすむか。大体3P.P.M以下のところです。そのころ江戸は世界一の百数十万都市で、その屎尿はどうしていたのか。

それが私の江戸研究の始まりであります。

江戸時代は、本当に立派な時代でした。最近になってイギリス、フランス、アメリカなどの学者

から江戸時代は素晴らしい時代だったと言う意見が多く出てきて、日本でも大変なブームになってまいりました。特に環境問題が重要になり環境倫理学と言うのが出てまいりました。それは三本柱から成り立っています。

一つは、「生物の種、生態系、景観など生存の権利がある」ということ、二つめには「未来世代の生存の可能性にたいして責任がある」ということ、三つめのモデルに江戸時代を据えたのです。地球は閉鎖されたものと。

さて、そのような江戸時代のリサイクルはどの様なことをしていたのか。まず屎尿はすべて農村に引き取られ、しかも、等級がついていたのです。一番が「きんばん」次が「辻肥」「町肥」「たれこみ」と四つに分けていて、それぞれの値が違っていたのです。正に江戸は一大肥料工場です。人間から土、土から食料生産へ、そして人間への円運動です。これが基本です。もっとも自然の法則は、循環であり円運動です。「生まれて死んで」また、「一日は朝、昼、晩」、「一年は春、夏、秋、冬」等すべて円運動です。その一つに古物市があります。例えば古着市は神田柳原土手、日本橋富沢町、芝日蔭町等に、3,987店(幕末)あったといわれ、午前四時に開店したと言われています。かの有名な「振袖火事、三人娘」の物語は、それを表しています。古道具屋は、3,672人いたと言われています。又、修理屋と言うのは凡ゆる領域で行われていました。「雪駄直し」これは履物の直し屋、「いかけ屋」(鉄掛)、「焼き継ぎ屋」、「めたて屋」の

こぎりや石臼の目をたてる。「タガ屋」、「提燈屋」(傘、雨障子)、「錠前直し」、「磨師」庖丁、ハサミ等を磨く。「古骨買」(古骨ござい) これは傘や提燈の張り替えでその油紙は漬物、魚、味噌等の包紙、「古椀買」等全てのものは修理して使われていました。又、古着屋、古道具屋として売るだけではなくて、不用品交換の献残屋というものも沢山ありました。

20年程前にアメリカに行った時に田舎の町でよく「ガレージセール」というのを見かけましたが、これも江戸時代の真似かと思ったことがあります。最近は私の町でも婦人会の人とか、小、中学生が始めました。要するに物は修理してとことん使う。すなわち大切にすることです。

今、地球の資源は、100年以内になくなるといわれています。土地も砂漠化が進んでいて、森林も少なくなっている等すべての資源がかぎりなく零に近づいています。先にも述べました環境倫理学の第二「未来世代の生存の可能性に責任がある」ということ。これは不可能になります。我々の子孫はどういうことになるのか、考えただけでも恐ろしい気がいたします。

さて、工業製品はどうしていたか。例えば「古金屋」というのがありました。鍋、釜、庖丁等使

えなくなったものを買っていって原料に回す。「よなげ屋」というのがあって川底を浚い金屑を拾って歩く。「とつかえべえ」と町を歩いていろいろな品物と交換して歩く人。紙を買って歩いたり道で拾って歩いたりする。こういう人が数千人いたとか。その問屋が江戸市中に200軒あったということです。当時は竈で火を焚いていた為灰が出た。したがってその灰を買い集めて歩く人がいました。それは肥料、酒、和紙、染、陶器等に使えたからであります。又 鍋屑等を集めて歩く人がいました。これは木屑などで箸をつくるなどをしたのです。野菜くずも、孟蘭盆の捨てた瓜、茄子で福神漬をつくったなどは有名な話であります。「ローソクの流れ買い」というのがあります。ローソクの燃える時に下に流れるロウを買い集める人です。それをローソク製造業に持つて行く。要するに工業製品は消費したら分解等して又製造に持つて行く。すなわち製造、消費、分解そして元に戻って製造と円運動をしていたのであります。

21世紀は循環すなわち、円運動をしなければ、廃棄物は現在は金銭で解決出来るが、もうすぐ不能になり行き詰まるのです。江戸時代を参考にして知恵を出さなければなりません。

(県・市町村)春の定期人事移動

県衛生環境部次長二人制に 種田氏、坪内氏

県環境整備課長に高木氏

岐阜市生活環境部次長に江口氏

大垣市環境部長に高橋氏

県・市町村における、この春の定期人事異動により、関係行政機関の職員に大きな異動がありました。県においては、衛生環境部の次長が二人制となり、事務系の次長として種田昌史氏が総務部人事課長から昇任され、技術系の次長として坪内全治氏が同部の業務水道課長から昇任、それぞれ着任されました。前次長の交田公也氏は、伊奈波県事務所長兼総務部参与に昇任転出されました。

また、同部環境整備課長には、高木勉氏が土木部監理課建設産業対策監から昇任され、前課長鶴見徹氏は、保健環境研究所技術次長に転出されました。

岐阜市におきましては、生活環境部次長の坂井淨氏が、勇退され、後任に江口弘氏が就任されました。

また、同部環境総務課の廃棄物指導係は、これまで二人制であったのが、三人制に増員強化されました。

大垣市におきましては、環境部長の山田満氏が議会事務局長に転出され、後任に同部次長の高橋邦夫が昇任、就任されました。

平成6年度の県下の産業廃棄物関係行政機関の陣容については、7月1日現在で編集予定の「協会要覧(平成6年度版)」への掲載をもって紹介に替えさせていただきます。

今後、本協会がお世話になる、県、市の部課長さん等から「就任のごあいさつ」をご寄稿いただきましたので、以下にご紹介いたします。

就任あいさつ



岐阜県衛生環境部次長

種田昌史

このたびの人事異動により岐阜県衛生環境部次長を拝名しました種田でございます。

就任にあたり一言ご挨拶申し上げます。

協会並びに会員の皆様には、日頃から廃棄物行政に絶大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今更申し上げるまでもなく、環境問題は、地球の温暖化をはじめオゾン層の破壊等、地球規模のテーマとして議論がなされ、今や人類が抱えている最大の課題であります。廃棄物処理にかかわる問題もその一環として理解することが求められております。

我が国の産業経済は、世界に例を見ないテンポで発展してまいりましたが、その一方で日常生活や産業活動により、排出される廃棄物は、増大の一途をたどり、かつ、質的にも多様化を呈し、これら廃棄物の適正処理や処理施設の確保等は、最も緊急を要する重要な課題となっております。

岐阜県では、来るべき21世紀にむけて「日本一住みよいふるさと岐阜県」を実現していくため、県民総参加のものに、その英知とエネルギーを結集して「夢そだて拠点づくり」をすすめています。

一 安心して暮らせる岐阜県づくり

- 一 便利に活動できる岐阜県づくり
- 一 快適な生活を楽しめる岐阜県づくり
- 一 活力があふれる岐阜県づくり

は第5次総合計画における主要施策4つの柱であります、「環境」については平成6年度も前年度に引き続き重点点検項目として位置付け、廃棄物・リサイクルを中心として積極的に各種の事業を開拓してまいります。

貴協会は、創立以来、「環境を守り、産業を支える」を基本理念とし、満5年を迎えてました。

この5年間の貴会並びに会員の皆様の活動には、「岐阜県産業廃棄物対策基金」の造成をはじめる、産業廃棄物の適正処理に貢献されてこられた結果に大きなものがあり心から敬意を表するものであります。

しかしながら、産業廃棄物の処理をとりまく状況は一段と深刻なものがあり、今後県といたしましても貴協会と密接な連携を保ちつつ県民の信頼に応えていきたいと考えております。

最後に、社団法人岐阜県環境保全協会並びに会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

就任あいさつ



岐阜県衛生環境部次長

坪内全治

このたびの異動により、はからずも岐阜県衛生環境部次長を拝名致しましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃から会員の皆様方には、本県の環境保全に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

私は、この3年間薬務水道課長として、薬事行政及び水道行政に携わってきましたが、思えば昭和51年から昭和62年の11年間、係長、課長補佐として当時皆様方に大変お世話になりました。今回の異動により再び皆様方のご協力を得ながら廃棄物行政にも従事することになりました。

今や廃棄物問題は地球環境問題の一環として世界的に注目を集めしており、かつ、廃棄物問題を取り巻く状況は非常に厳しいものがあります。

特に産業廃棄物については、4月に着任早々、処理施設設置に反対する地域住民の方々のご意見を拝聴し、産業廃棄物処理施設の設置の困難さを改めて痛感いたしました。

これらのこと考慮すると、産業廃棄物処理施設設置を計画されている処理業者の皆様は、あらかじめ、地域住民の方との話し合いを行い、その理解を得るよう努められるとともに、万全の公害対策の処置を講じられることが必要であり、又、焼却施設からの余熱を利用した施設を併設するなど、周辺整備にも配慮し、地域に受け入れられ

易い施設にすることがより一層求められております。

また、排出事業者の皆様には、事業所内の中间処理施設・再生利用施設の設置の推進、系列企業の共同処理施設の設置等に尽力していただき、産業廃棄物の適正処理に努めていただきたいと考えております。

なお、県では、平成5年度に「岐阜県第四次産業廃棄物処理計画」を策定しましたが、この計画では次の4つを基本方針として定めているところであります。

- 1 資源化・減量化の推進（リサイクルの徹底）
- 2 適正処理の確保（安全第一）
- 3 処理施設の安定的確保（公共関与、複合行政）
- 4 地域内処理体制の推進（自己完結）

これらはいずれも「廃棄物・リサイクルの5原則」でもあり、今後の廃棄物行政の推進にあたり最も留意すべき基本的事項として認識されなければならないことであります。

「廃棄物・リサイクル」は引き続き平成6年度県政の重点・点検項目と位置づけされ、私も全力を尽くす所存でございますので、今までに増して、皆様方のご支援とご協力をお願いいたします。

最後に、社団法人岐阜県環境保全協会並びに会員の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

就任あいさつ



岐阜県環境整備課長

高木 勉

本年4月1日の人事異動によりまして岐阜県衛生環境部環境整備課長を命ぜられましたので、本誌面をお借りいたしまして一言ご挨拶を申し上げます。

社団法人岐阜県環境保全協会及び会員の皆様方には日頃より産業廃棄物行政の円滑な推進に格別のご理解と多大なるご協力を賜っており厚くお礼を申し上げます。

今更申し上げるまでもなく、わが国は社会経済の急速な発展により、国民の生活環境も大きく変化してまいりましたが、その反面、産業活動に伴って排出される産業廃棄物量は年々増大し、質的にも多様化してきています。このため、最終処分場等処理施設の絶対数の不足及び新規確保の困難性、県境を越えた廃棄物の広域移動のあり方等、幾多の課題をかかることになりました。

最近の環境問題は人類が抱える世界的規模の問題の一つとなっておりますが、特に産業廃棄物の問題は住民にとってみても身近な問題として新聞やテレビ等のマスコミに度々取り上げられることにより県民の関心も特に高まってきております。

また、過去において処理施設が地域の環境に好ましくない影響を与えたこと也有った事が、住民

に不安感、不信感を与え、産業廃棄物という言葉だけで、施設設置に対する住民反対運動が起きるようになったことも事実であり、今後の産業廃棄物を取り巻く状況はますます厳しいものになると思われます。関係者としても、これらの事実を今後の教訓として肝に銘じていく必要があります。

この意味でも産業廃棄物についての正しい認識を持っていただけよう、安全性の確保、リサイクルの徹底を中心とした廃棄物・リサイクルの五原則を基本理念として諸施策の推進を図り、県民の生活環境の保全を確保していくことが一つの目標と考え職務に精励してまいりたいと存じます。

いずれにしましても、廃棄物の適正処理を推進していくうえにおいては、会員皆様方一人一人のご理解とご協力が不可欠であります。

廃棄物問題は人類が未来に向けて避けて通ることのできない最重要課題の一つであり、それだけに県民の生活環境の保全に向けてなお一層ご尽力されることをご期待申し上げます。

最後に、社団法人岐阜県環境保全協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

就任あいさつ



大垣市環境部長

高橋 邦夫

このたびの人事異動により、大垣市環境部長を拝命いたしました高橋でございます。就任にあたり一言ご挨拶申し上げます。

日頃は、社団法人岐阜県環境保全協会の皆様には、環境保護ならびに産業廃棄物の処理業務において、格別のご支援、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

私どもの日常生活向上に伴い、産業活動は、大量の資源をもとに、製品化、商品化が進み、これを消費することにより最終的には廃棄物として排出され、自然環境を汚染することになります。

このため、廃棄物問題が急速に深刻な問題となり、地球規模での対策が叫ばれているところでございます。

貴協会におかれましては、産業廃棄物の適正処理およびリサイクルシステムの確立にと、精力的に取り組んでおられ、とくに「環境を守り、産業を考える」を合言葉に、10億円を目標に産業廃棄物対策基金を創設し、その募金に取り組んでおられますことに対しまして、深甚なる敬意を表すものでございます。

基金も、この3月末で3億4千200万円と伺っております。今後とも排出事業所のご協力を得ながら、一日も早く目標額を達成されますよう念願致しております。

昨今の経済状態の混迷によりまして、各事業所とも厳しい現状下にあります。国土面積が狭隘なうえ、資源の消費国であります我が国におきま

しては、廃棄物の適正処理による減量化、資源化が今後ますます重要課題となってまいります。

このためにも協会の皆様をはじめ、私ども行政を預かります者が一体となり、これらの解決に取り組む必要があります。

本市におきましても、地球環境にやさしい処理をと、米野清掃センターの改築に昨年着手し、平成8年完成を目指して総額151億円で急ピッチに工事を進めているところでございます。建設中の焼却炉は、80トン炉3基で一日240トンの処理能力を持ち、排出ガスなど公害防止に万全を期すことは当然ながら、焼却能力をあげることにより、残渣率の向上をはかり、最終処分地の延命化にも取り組んでいるところでございます。

また、この完成に合わせてごみ減量にと、市民の協力を得ながら、分別の徹底に、昨年4月から取り組んでおり、その成果も現れてきているところでございますが、より一層の推進に、この7月からは、一部有料化によりますシール制の導入を行い、一般家庭等から排出されるごみの減量、資源化に取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、廃棄物処理の適正化につきましては、協会員の皆様の協力が不可欠と考えております。この解決に微力ではございますが努力してまいりたいと思います。皆様方の絶大なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに臨み、協会ならびに会員皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念致しましてご挨拶と致します。

岐阜県第四次産業廃棄物処理計画策定される

公共関与の積極的推進を明記

岐阜県は、去る3月に第四次産業廃棄物処理計画を策定、公表しました。

これまで、県は、昭和60年に、計画期間10ヶ年として策定された第三次計画に基づき産業廃棄物の適正処理を推進してきたところですが、その後の社会的変化、廃棄物処理法の大改正などに対応するため、計画期間を2年残し、今回の第四次計画の策定となったものです。

新計画の基本方針は、資源化、減量化の推進、適正処理の確保、処理施設の安定的確保、地域内処理体制の推進の4点で、これらを推進するために排出事業者、処理業者、行政のそれぞれの責務と役割が幅広く規定されました。

前計画と比べて著しい特色は、「処理施設の安定的確保」と「地域内処理体制の推進」が新たに基本方針として明記されたこと、さらに資源化・減量化率と最終処分量の削減について、具体的な数値目標が定められたことにあります。これらは、いずれも県が提唱されている「廃棄物、リサイクル五原則」の基本理念に則った施策の方針であるといえます。

特に、「処理施設の安定的確保」については、民間による処理施設確保が至難の現状をふまえ、その施策の具体的推進方策として、「公共関与による処理施設の実現に向けて積極的な検討を行う」、また「公共関与により処理施設を建設する場合は、各種リゾート施設や研修施設などを一体として整備し、地域住民に受け容れられるよう、全県的に複合行政で対処する」ことが明記されていることが大いに注目されます。

県環境整備課から第四次計画の概要についてご寄稿いただきましたので、以下に紹介いたします。

岐阜県第四次産業廃棄物処理計画について

岐阜県衛生環境部環境整備課

1. はじめに

岐阜県は、平成6年3月に、「岐阜県第四次産業廃棄物処理計画」(以下第四次処理計画という。)を策定しました。

これまで、県では、第三次処理計画(昭和60年3月策定)に基づき、県内の産業廃棄物の適正処理を推進してきましたが、この間の社会情勢の変化、さらには、平成3年10月に廃棄物処理法が大

きく見直されたことなどを踏まえ、新たに第四次処理計画を策定し、こうした状況の変化に対応していくこととしました。

この第四次処理計画は、今後の岐阜県における産業廃棄物対策の基本となるものであり、産業廃棄物に関わる者としては、その内容を十分知る必要があります。

したがいまして、その詳しい内容の説明については、環境保全協会との共催で7月の中旬に説明

会を予定していますので、そちらに譲させていただくこととして、以下、第四次処理計画の概要について御紹介することにします。

2. 第四次処理計画の構成

第四次処理計画は全体で次の5章からなっています。

第1章 序説

第2章 岐阜県の産業廃棄物の現状

第3章 基本計画

第4章 基本計画推進のための施策

第5章 個別計画

このうち、第1章及び第2章が岐阜県の産業廃棄物の現状等の分析、そして第3章以下が処理計画となっています。

次に、それぞれの章の内容を説明いたします。

3. 第1章及び第2章について

第1章は、第四次処理計画の基本事項の説明及び岐阜県の概要に関する記述となっています。

基本事項には、処理計画の期間（平成6年度から10年度まで）、処理計画の対象とする産業廃棄物等、さらに地域区分などを定めました。

また、岐阜県の概要では、県の自然や産業構造等に関する紹介しています。

第2章では、実態調査結果（平成3年における県内の産業廃棄物の発生や処理状況に関する調査）等を基に、県内の産業廃棄物の現状分析と将来予測を行いました。

この結果から、平成3年の岐阜県の産業廃棄物の発生量（農業からのものを除く。）は約505万トンと推計されています。

また、平成3年度、県外から岐阜県内に搬入され処理された産業廃棄物は約56万トンで、県内発生量の1割以上にも達していることがわかります。

一方、発生量の将来予測としては、平成10年に

おいて745万トンと予測されています。

さらに、最終処分場の残存容量の将来予測については、安定型は平成7年度、管理型は平成8年度に埋立容量が不足するものと予測されます。

こうした現状分析等から、今後、県内の産業廃棄物の処理計画を策定する上での4つの課題として、

- ・低い減量化率
- ・産業廃棄物の多様化
- ・処理施設の不足
- ・県外から搬出される産業廃棄物の増大

を挙げました。

4. 第3章及び第4章について

第3章の基本計画では、第2章で行った岐阜県の産業廃棄物の現状分析等の結果を基に、県内の適正処理を推進するための基本方針並びに資源化・減量化及び最終処分量の削減目標について定めました。

基本計画には、次の4つの基本方針を定めました。

- ①資源化・減量化の推進（リサイクルの徹底）
- ②適正処理の確保（安全第一）
- ③処理施設の安定的確保（公共関与、複合行政）
- ④地域内処理体制の推進（自己完結）

また、資源化・減量化の目標については、産業廃棄物の種類ごとの資源化及び減量化率の合計を全国平均以上とすることとしました。

さらに、最終処分量の削減目標に関しては、安定型産業廃棄物、管理型産業廃棄物それぞれの埋立量を、平成5年度ベースに押さえることとした。

第4章では、第3章の基本計画推進のための施策を、基本方針ごとに、排出者、処理業者、市町村及び県のそれぞれについての責務と役割として定めました。

その内容の詳細については、紙面の関係上詳し

特 集

く述べることができませんので、その主なものについて説明いたします。

(1)資源化・減量化の推進のための責務と役割

資源化・減量化は、増え続ける産業廃棄物に対処するため、今まで以上にその推進が必要となり、特に排出者に多くの役割を求めています。

その主なものとして、原材料の変更、製造工程の見直し等による発生量の抑制、中間処理の徹底等による減量化の推進、さらに製品アセスメントの実施などを定めました。

また、処理業者についても、処理技術の向上等による、中間処理の徹底を求め、一層の減量化を図ることとしています。

(2)適正処理の確保のための責務と役割

適正処理の確保は、人の健康と生活環境の保全の基本となるものであり、そのためには、産業廃棄物の保管から収集運搬、中間処理、最終処分までを適正に行う必要があります。

したがって、排出者、処理業者の役割が特に重要となります。

排出者に対しては、処理基準等の遵守、処理施設の適正管理、さらには適正な委託とともに、管理票（マニフェスト）の適正な運用などを求めています。

さらに、多量排出事業者の責務として、処理に関する計画の作成を定めましたが、これは、改正廃棄物処理法の中で、新たな制度として設けられたものです。

処理業者の責務としては、排出者と同様処理基準等の遵守、処理施設の適正管理などを定めましたが、さらに、経営体制の確率、社会的な信頼の確保など、住民から信頼される企業としての役割についても明記しました。

県及び市町村の責務と役割としては、不適正処理、不法投棄の防止のための監視指導等の強化などを定めました。

(3)処理施設の安定的確保のための責務と役割

現在、処理施設の確保、特に民間による処理施設の確保が極めて困難になってきている状況を踏まえ、その安定的確保のための関係者の責務と役割を定めました。

特に、排出者については、減量化の推進や地域内処理の推進とも関係してきますが、焼却施設など、中間処理施設の積極的な設置を求めていきます。

したがって、県は、このための技術的及び財政的な支援を行うこととしています。

また、周辺地域の環境への配慮等、住民の生活環境の保全に重点をおいた形での施設設置を、排出者及び処理業者双方に強く求めています。

とくに、最終処分場の設置にあたっては、十分な地下水汚染等の防止など、厳しい安全対策を講じなければならないこととしました。

また、今後の県の重要な施策である「公共開与による産業廃棄物処理」に関しては、積極的に推進することと明記しました。

(4)地域内処理の推進のための責務と役割

地域内処理の推進は、岐阜県の廃棄物対策の基本理念である「廃棄物・リサイクルの5原則」の内の「自己完結」に基づいています。

このため、事業所内処理、地域内処理、県内処理を推進するための排出者の果たすべき役割を定めるとともに、県内処理業者に対しても、この基本方針を推進するため、積極的にその協力を求めています。

また、こうした地域内処理を推進する一方で、現在、岐阜県に大量の県外産業廃棄物が搬入処理されている現状を踏まえ、その搬入抑制についても明記しました。

5. 第5章について

第5章では、特定の業種等から多量に排出される産業廃棄物、または有害性や感染性の問題から、特に厳しい管理が必要とされる次の産業廃棄物に關し、個別の計画を定めました。

- ・建設系産業廃棄物
- ・下水道汚泥
- ・特定有害産業廃棄物
- ・感染性廃棄物
- ・農業からの産業廃棄物

個別計画の基本方針としては、基本計画の4つの基本方針を踏襲するとともに、それぞれの現状と課題についての分析を行い、関係者の役割分担を定めました。

詳しい内容は、割愛させていただきますが、主な施策として、建設廃材の再生骨材としての利用、下水道汚泥の建設資材としての利用、さらに家畜糞尿の農地還元等、リサイクルの推進を図ることとしました。

また、廃棄物の排出から処分までの状況を把握するため「特別管理産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の適切な運用も重要な施策として位置付

けています。

6. おわりに

これまで、第四次処理計画の概要を説明してきましたが、現在、産業廃棄物をめぐっては、発生量や処理困難物の増大、さらには住民の環境問題についての意識の高まりによる処理施設の確保難といった問題が山積みしています。

こうした現状を開拓するためには、環境保全協会の理念であります、排出事業者、処理業者、行政の三位一体となった取組がなによりも大切であると考えます。

最後に、会員の皆様におかれても、この第四次処理計画に定められたそれぞれの責務と役割を果たしていただき、県内の産業廃棄物の適正処理が推進されることを願いまして、本稿の結びとします。



国際花と緑の博覧会5周年記念 花の都ぎふ 花フェスタ'95

平成7年4月26日—6月4日

岐阜県営可児公園〈花トピア〉
可児市瀬田

岐阜県地域環境保全指針 ～開発には積極的なプラス効果の環境配慮を～

岐阜県では、去る5月に、「岐阜県地域環境保全指針」を策定し、施行しました。

この指針は、県土開発に際しては、雨水が地下に浸透するような配慮や、自然エネルギーを積極的に利用するような配慮等環境へのプラス効果になるような開発を行うことにより、より快適で「美しい、親しい、安らかな、環境を創造することを目標としたもので、開発事業にあたって「環境配慮」を行うためのガイドラインとなるものです。

この指針は、開発面積が5ha以上のすべての開発事業が対象となります。5ha未満の開発事業であっても、この指針に準じて自主的に「環境配慮」を行うことが求められています。

現在、ダムやゴルフ場等の大規模開発にあたっては、環境アセスメントの実施が必要とされ、また産業廃棄物処理施設の設置にあたっては、環境影響調査の実施が必要ありますが、これらの調査は、環境への影響（いわばマイナス効果）があるかどうかを調査し、その調査結果に基づき保全対策を検討することがありますが、今回の指針は、開発にあたってのマイナス効果の是正は勿論のこと、より積極的に環境へのプラス効果があるように配慮しなければならないものです。従って、或る施設建設にあたっては環境アセスメント等の実施の有無にかかわらず、この指針は適用されます。ただ、その環境アセスメント等によって、この指針による要件が満たされている「環境配慮事項」に限って適用が外されるという関係になっています。

県環境管理課から、指針の概要についてご寄稿いただきましたので、以下にご紹介いたします。

岐阜県地域環境保全指針の制定について

岐阜県衛生環境部 環境管理課

1. 指針策定の趣旨

近年、環境保全に対する関心の高まりとともに、開発に当たって、環境影響を少なくするだけではなく、環境への配慮を行うことが求められてきております。

このため、県では、開発事業者の方が自主的に環境保全対策を実施し、更に、開発の際、雨水の地下浸透の促進や自然エネルギーの利用等の環境へのプラス効果対策を行うことにより、快適な環境を創造することを目的として、岐阜県地域環境保全指針を策定しました。

2. 指針の特徴

(1) 性 格

県がこれまで指導してきました環境への配慮対策を取りまとめ、更に、環境配慮の手順と環境配慮事例を定め、開発事業を行う際のガイドラインとして示したものです。

(2) 環境配慮

環境配慮の内容については、総括的、環境要素別、事業別及び地域別環境配慮事項について示しています。

(3) システム

指針のシステムについては、開発事業者の方々が開発事業の際に、環境配慮について自己判定することです。

また、県及び市町村は、環境配慮の自己判定した結果について指導・助言します。

(4) 環境情報

県内に所在する天然記念物や絶滅に瀕している貴重な動植物から名勝、史跡まで、幅広い環境に関する情報を「環境配慮のためのデータブック」として取りまとめ広く示しています。

(5) 事例紹介

県は、本指針に基づく優れた環境配慮事例や快適な環境の創造事例を広く紹介し、表彰します。

3. 指針の内容

(1) 対象事業

県内で実施される全ての開発事業を対象とします。

ただし、開発面積5ha以上の開発事業については、環境配慮自己判定表を県及び市町村に提出していただきます。

(2) 環境配慮事項

環境配慮事項については、開発事業の際の具体的な環境への配慮の内容を示したものです。

環境配慮事項の代表的な事例は、次のとおりです。

ア 総括的環境配慮事項

- ・相当程度の環境配慮対策費を充てる。
- ・自然的条件、社会的条件を勘案して、地域社会に貢献する。

イ 環境要素別環境配慮事項

- ・排水の循環利用等により節水・合理化する。
- ・透水性舗装等により雨水を地下浸透する。
- ・植栽には、大気浄化機能の大きい樹種を選定する。
- ・排熱等の未利用エネルギーを利用する。
- ・風力、太陽光等のクリーンエネルギーを利用する。
- ・多くの人々が利用する施設については、車椅子等が利用できるようにする。

ウ 事業別環境配慮事項

・工業団地

汚水を集中処理等で効率的に処理する。更に必要に応じて高度処理を導入する。

・ごみ処理施設

ごみ発電や熱回収を行い、地域住民に還元し、親しみのある施設にする。

・産業廃棄物処理施設

積極的に環境影響に関する調査を実施し、適切な対策を行う。

エ 地域別環境配慮事項

・岐阜圏域

亜高山性植物及び天然ブナ林の能郷白山、日本海型の天然ブナ林の岩の子は、自然環境保全地域であり、現状のとおり保全する。

・大垣圏域

揖斐関ヶ原養老国定公園、揖斐・伊吹県立自然公園があり、自然と人とのふれあいの場として活用し、保全する。

(3) 手 続

手続については、開発事業者の方々が土地開発事前協議及び他法令の解除申請又は土地開発協議の段階で、それぞれ作成した環境配慮自己判定表に事業計画の概要を添付して県及び市町村に提出することです。

4. 指針の施行

本指針は、平成6年5月1日から施行しています。

ただし、3の(3)の手続きは、同年7月1日から施行します。

ご協力をよろしくお願い致します。

お問い合わせは、

岐阜市萩田南2-1-1 岐阜県庁内

衛生環境部環境管理課（企画係）

TEL (0582) 72-1111 (内) 2565 まで

また、本指針及び「環境配慮のためのデータブック」については、広報センター及び環境管理課において、単価2,600円で頒布しております。

第9回通常総会開催される

平成6年第9回通常総会が去る3月22日に「水産会館」の大会議室で開催されました。

総会は、梶原拓岐阜県知事（代理：小田清一衛生環境部長）、古川利雄岐阜県議会議長（代理：松野幸昭同副議長）ほか多数の来賓ご臨席のもとに、盛大に行われました。

冒頭に、小瀬理事長が、「協会は、創立5周年を迎えることになった。次の5年は、新しい処理体制確立の5年でなければならない」とあいさつを述べ、次いで岐阜県知事から「今後、処理施設が地域に受け容れられるためには、一層の適正処理に努める必要がある……」と、県議会議長からは、「適正処理の一層の推進に尽力されることを望む」と、いずれも我々に対して激励のお祝辞をいただき、産業廃棄物功労者の表彰式、議事へと進められた。

議事は、田中一郎氏を議長として、平成6年度の事業計画、事業予算等次の議案が慎重に審議され、いずれも原案どおり可決承認されました。

- 第1号議案 平成6年度事業計画について
- 第2号議案 平成6年度一般会計予算について
- 第3号議案 平成6年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計予算について



あいさつする小瀬理事長

功労者の表彰

1. 本協会理事長の表彰

本協会の表彰制度による産業廃棄業務功労者の理事長表彰が、第9回通常総会の席上で行われました。

栄えある受賞者は、次の方々です。（敬称略）

○ 永年勤続功労	寿和工業株総務課長	中嶋 善明
○ 創意工夫功労	寿和工業株工務課長	酒井 義彦
	明知碍子株製土課長	大串 宏道
○ 関連業界育成等功労	三洋電機株岐阜管理センター調査役	沼口 豊次
	矢橋大理石株総務部課長	國枝 廣治
	株市川工務店代表取締役副会長	國島 弘
	株野々村商店代表取締役	野々村 清
	株春田ケミカル代表取締役	春田 文夫



中嶋善明



酒井義彦



大串宏道



沼口豊次



國枝廣治



國島 弘



野々村清



春田文夫

2. 全産連会長の表彰

去る6月16日、東京のホテルニューオータニにおいて(社)全国産業廃棄物連合会の第10回通常総会が開催され、その席上、全国の産業廃棄物処理業務功労者の同連合会長表彰が行われ、本協会関係者からは、5名の方が表彰の栄に浴されました。

栄えある受賞者は、次の方々です。(敬称略)

○ 地方功労者

(有)笠井組代表取締役	笠井 清隆
(有)三浦産業代表取締役	三浦 茂
(株)春田ケミカル代表取締役	春田 文夫
タカイ商事株代表取締役	高井 信夫

○ 優良従事者

野々村商店代表取締役	野々村 清
------------	-------



笠井清隆



三浦 茂



高井信夫

(注) 協会表彰受賞者の重ねての写真掲載は省略しました。

平成6年度第1回理事会開催

5月31日午前10時から「サンレイラ岐阜」において平成6年度の第1回理事会が開催されました。

この理事会は、平成5年度の事業報告、収支決算報告等次回の第10回通常総会へ提出する議案と、同総会に併せて行う創立5周年記念事業の実施計画の審議が中心となりましたが、役員の補欠選任も行われました。

提出された議案は、次のとおりでいずれも原案どおり承認されました。

第1号議案 第10回通常総会提出議案について

- 平成5年度事業報告(案)について
- 平成5年度一般会計決算報告(案)について

- 平成5年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計決算報告(案)について
 - 第2号議案 第10回通常総会の開催について
 - 第3号議案 創立5周年に当たっての感謝状の贈呈について
 - 第4号議案 平成6年度一般会計補正予算について
 - 第5号議案 役員の選任について
 - 第6号議案 新規加入会員の承認について
- なお、上記のうち第3号議案は、協会創立5周年にあたり、協会設立に功労のあった者、産廃基金の造成に功労のあった者等に対して理事長感謝状を贈呈するため「感謝状贈呈要領」を制定しその対象者を選考したものであります。また、第4号議案は、第10回通常総会に併せて行う創立5周年記念式等のための必要な予算措置を講じたものであります。

各委員会開催

各委員会の平成6年度第1回の会議が4月26日から5月9日にかけて相次いで開催されました。これら会議では、各委員会ごとの平成6年度事業執行方針のほか、次のように当面の事業が協議、決定されました。

研修指導委員会 (4月26日午前10時から開催)

- 3月に策定された「岐阜県第4次産業廃棄物処理計画」の説明会を県と共に開催で、次の日程で行うこと。

7月12日(火) 大垣市民会館

7月14日(木) 可茂総合庁舎

7月21日(木) 岐阜県水産会館

- ウエステック'94の視察研修を次の日程で行うこと。

平成6年10月17日(月)~18日(火) (参加者の募集要項等については次回の委員会で協議決定の予定)

総務委員会 (4月26日午後1時から開催)

- 協会創立5周年記念事業として記念式及び記

念懇親会を「第10回通常総会」の開催に併せて次のとおり行うこと。

- (1) 日時 6月27日(月) 午前10時から
- (2) 場所 大垣市「大垣フォーラムホテル」
- (3) 記念式における、協会創立、基金造成功労者に対する理事長感謝状の贈呈
- (4) 日刊紙による基金関係の広告掲載
(以上は、いずれも5月31日開催の理事会に付議され、決定されました)

2 平成6年度第1回理事会開催について 適正処理委員会（4月27日午前10時から開催）

- 1 施設整備構想検討チームを、同推進チームに編成替えすること。
- 2 自主パトロール事業をより実効性ある内容とするための検討を行うこと。

広報編集委員会（5月9日午前10時から開催）

- 1 創立5周年記念事業の一環として日刊紙による広報活動を行うこと。
- 2 7月1日現在で「協会要覧（平成6年度版）」を発行すること。

産廃問題について理事長、岐阜新聞武藤常務と対談、6月27日付朝刊に協会の広告も掲載

岐阜新聞

このほど、岐阜新聞社では、当協会の創立5周年にあたり「産業廃棄物と環境保全」と題した同社常務武藤公典氏による当協会小瀬理事長に対するインタビューが行われ、その内容が岐阜新聞6月27日付朝刊で報道されました。

その内容は、県下の産業廃棄物処理の厳しい現状、処分場の確保策としての公共関与の方向、さらには当協会の今後の方向を展望されたものとなっております。改めて、ご一読されんことを望みます。

また、同紙面には、協会としての広告を掲載しました。これは、創立5周年にあたり、創立以来会員が一丸となって取り組んできた産業廃棄物対

策基金をPRしたもので、その趣旨は、とかく住民から危険視される産廃処分場の安全性を県、市町村からの提出、会員からの賦課金それに巾広い一般企業からの寄付金から成っている基金で担保していることを一般県民に周知していただることになりました。

特に、会員の3年間にわたった努力の成果としての「緊迫した産業廃棄物問題」に対する深いご理解とご基金へ賛同していただいた500社に及ぶ一般企業の事業所を紹介させていただきました。

なお、この記事の載った新聞は、6月27日の第10回通常総会参加者に配布し、また同日付けで会員、基金へご寄付いただいた事業所、県下全町村へ一斉に送付いたしました。

役員の異動

去る5月31日の理事会において、役員の補欠選任が行われ、役員に次のとおり異動がありました。

今回の異動は、いずれの方も賛助会員としての選出母体となった団体の役員を交代されたことに伴う異動であります。

区分	新任者	前任者
理事	種田 昌史 岐阜県公害防止協会 専務理事 (岐阜県衛生環境部次長)	交田 公也 前同左 (前同左)
理事	平間 信冲 西南濃地域産業廃棄物処理推進協議会長 (天野製薬(株)養老工場長)	井上征四郎 前同左 (東レ(株)理事 岐阜工場長)
監事	野口 二郎 伊奈波地域産業廃棄物処理推進協議会長 (川崎重工株岐阜工場総務部長)	岸本 哲次 前同左 (前同左)

創立5周年記念 第10回通常総会開催

6月27日(月)午前10時から、大垣市の「大垣フォーラムホテル」において、創立5周年記念 第10回通常総会を開催しました。

この総会は、創立5周年記念式典、総会議事と記念懇親会からなり、多数のご来賓ご臨席のもと会員約100名が参加し盛大に行われました。

記念式においては、梶原岐阜県知事 新藤岐阜県議会議長さんはじめ多数のご来賓から祝辞をいただき、その後協会創立功労者、基金造成功労者等57名に対して、理事長感謝状が贈呈されました。

議事には、平成5年度事業報告等次の議案が提出された、いずれも提案どおり可決承認されました。

第1号議案 平成5年度事業報告について

第2号議案 平成5年度一般会計決算について

第3号議案 平成5年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計決算報告について

なお、この記念式 第10回通常総会については、本誌次号で特集として詳報する予定です。

※ * ※ * ※ * ※ * ※ * ※ * ※ * ※ * ※ * ※ * ※ * ※ * ※ *

新入会員の紹介

5月31日の理事会において、次のとおり新入会員が承認されました。

〈正会員〉

会社名・TEL	代表者	住所	業の区分
(有)オレンジボード (0582) 31-6638	船坂 広幸	岐阜市萱場北2-3	収集運搬

〈参考〉 会員の状況(5月31日現在)

正会員	賛助会員	特別会員	計
176名	43名	8名	227名

産業廃棄物対策基金ご協力事業所

カワセインダストリー株式会社 大垣市
(4月)

—事務局新人紹介—

事務局では、4月1日から、臨時書記として、井上千緒里(ちおり)さんを採用しました。井上さんは、今年3月に短大を卒業された新人で、事務局で、各種講習会、研修会、マニフェスト販売等の事務に精を出しています。

皆様の暖かいご指導をお願いいたします。

公共関与の検討動きだす

県の産業廃棄物問題懇話会開催される

岐阜県では、去る3月に、今後の県の進むべき方向を示す「岐阜県第五次総合計画」が策定されました。この中で廃棄物対策に関しては、「公共関与」を含む「廃棄物、リサイクル五原則」が掲げられ、これに基づく施策の推進が重点事業として位置付けられ、産業廃棄物対策としては「公共関与のあり方を検討」することが明記されました。

また、その総合計画を受け、同月策定された「岐阜県第四次産業廃棄物処理計画」には、より前進的に「公共関与の積極的推進を図る」方向が示されました。

これらの方針を受けて、県衛生環境部では、早速、県内の学識経験者、産業界代表者から成る、公共関与のあり方検討のための「岐阜県産業廃棄物問題懇話会」を設置され、その初会議が吉田三郎氏（県公対審会長）を座長として6月16日に開催されました。

当日は、初会合であることから、県当局側から県下の産業廃棄物問題の現況、公共関与の制度的

枠組等についての説明が行われ、質疑、意見交換が行われました。

今後、月1回程度のペースで会合を持ち、今秋にも提言をまとめ、岐阜県知事に提言される予定となっております。

懇話会の委員の皆さんには、次のとおりです。

有識者

吉田三郎 岐阜県公害対策審議会会长
安江多輔 同上審議会廃棄物部会長
村瀬美代子 中京短期大学助教授
飯塚幸宏 中日新聞社岐阜総局長
武藤公典 岐阜新聞社常務取締役

行政

浅野勇 岐阜県市長会長
荒井正義 岐阜県町村長会長

産業界等

清水義之 岐阜県商工会議所連合会長
松村国夫 岐阜県商工会連合会長
市川幸一 (社)岐阜県建設業協会会長
小瀬洋喜 (社)岐阜県環境保全協会理事長

地球環境まつり'94開催決まる

10月8日(土) 大垣市で

岐阜県では、廃棄物の減量化、リサイクル、地球環境問題を一般県民に啓発するためのイベントとして、平成3年以來、毎年各地で「地球環境まつり」を開催してきましたが、本年度の日程、実施概要が次のとおり決まりました。

今から、心積もりをしていただき、多数の皆さんの参加を期待しています。

なお、この「まつり」には、当協会も協賛し、毎年、「地球環境百科展」、「スタンプラリー」等

を実施し、好評を博してきたところですが、本年度の「まつり」にも協賛イベントを実施する方向で、今後、総務委員会等で検討し企画します。

1. 名称 地球環境まつり'94
2. テーマ 地球にやさしく エコライフ！
3. 日時 平成6年10月8日(土) 9:30~16:00
4. 場所 大垣市早苗町「大垣競輪場」

その他詳細につきましては、本誌次号でお知らせいたします。

大臣認定**特別管理産業廃棄物管理責任者講習会**

岐阜県は10月に実施

受講予約の申込は8月15日までに

特別管理産業廃棄物を生ずる事業所には、平成7年4月1日から、特別管理産業廃棄物管理責任者を置くことが義務付けられました。そして、この管理責任者の資格として、大臣認定の特別管理産業廃棄物管理責任者講習を受講しなければなりません。

以上のことばは、これまで本誌第18号、第19号でお知らせし、また「特別管理産業廃棄物管理責任者講習会受講のご案内」と題した「ちらし」を配布し、県下での講習会開催日、申込み手続等を含めて、その周知を図ってきたところであります。

岐阜県では、この管理責任者の講習会を10月4日～7日までの4日間（4回）開催し、只今、受講予約の受付を行っております。該当事業所で、まだ申込みされていない方は、至急に予約申込みの手続きを行って下さい。

開催日程

第1回	第2回	第3回	第4回
10月4日(火)	10月5日(水)	10月6日(木)	10月7日(金)
（各9時から17時まで）			
・定員 各200名			
・場所 岐阜市戸田東 サンレイラ岐阜			
・受講料 11,000円			

受講予約申込方法

- 受講予約の申込は、県下保健所（岐阜市は市役所環境総務課）に備え付けの所定の用紙（「ちらし」に刷り込み）により、直接当協会へ申し込んで下さい。
- 予約申込は、8月15日までに行ってください。
- 予約申込された方の受講日は、当協会で指定させていただきますのでご了承ください。（現在、10月4日、5日は満員です。）

大臣認定**産業廃棄物処理業許可講習会**

岐阜県実施の新規許可処分課程は満員

平成6年度下半期分の講習会日程近く公表される

平成6年度上半期（4月～9月）分の許可講習会は、終わりに近づきましたが、とくに新規許可講習は、全国的に満員の盛況でした。

本協会実施分としては、産業廃棄物新規許可処分課程が8月2日から5日まで開催されますが、

これも現在定員一杯で受講申込みを締め切っております。

残るは、本年度下半期分（10月から平成7年3月）ですが、この開催日程は、9月になって公表される予定です。

制度融資のご案内

産業廃物処理業は、近年、環境産業として注目され、産業廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めるうえで、重要な地位を占めるようになってきました。一方では、廃棄物の排出量の増加、質的な多様化等環境に対するニーズの高まりもあって専門業者として一層の技術の高度化、経営基盤の充実が期待されています。

ここでは、産業廃棄物処理業者のみならず、広く関係事業者に対する融資制度を紹介いたします。ご活用の参考にしていただきたいと思います。

1. 環境事業団融資制度

この融資制度は、事業活動に伴って生ずる廃棄物（事業系一般廃棄物と産業廃棄物）の収集、運搬、中間処理、再生処理および最終処分を業とする者に、その事業資金を低利で融資し、経営の安定と適正処理の推進に資するものです。

環境事業団融資事業条件

融資対象施設	対象者	融資比率 (融資割合)	返済期間	元金の据置期間	利 率	
					当初3年間	4年目以降
共同公害防止施設	中小企業 地方公共団体	80%以内	機械又は装置 15年以内 その他のもの 20年以内	機械又は装置 2年以内 その他のもの 3年以内	(※1) 4.20%	
	大企業	70%以内			4.40%	4.40%
個別公害防止施設	中小企業 地方公共団体	80%以内	15年以内	2年以内	4.20%	
	大企業	50%以内	15年以内	2年以内	4.20%	
地方公共団体 又は産業廃棄物処理業者 の設置する 産業廃棄物 処理施設	地方公共団体	80%以内	機械又は装置 15年以内 その他のもの 20年以内	機械又は装置 2年以内 その他のもの 3年以内	4.20%	
	センター 第1セクター	80%以内	15年以内	(※2) 2年以内	4.20%	
	第3セクター	80%以内	15年以内	(※2) 2年以内	4.20%	
	中小企業	80%以内	15年以内	2年以内	4.20%	
	大企業	50%以内	15年以内	2年以内	4.40%	4.40%

(※1) 共同公害防止施設のうち地域暖冷房施設(熱供給事業)の中小企業の場合は、特別の「4.15%」が適用されます。地域暖冷房施設は、事業団の直接貸付となっています。

(※2) 事業団が必要と認める場合は、「3年以内」になります。

融資対象事業	対象者	融資比率 (融資割合)	返済期間	元金の据置期間	利率
市街地土壤汚染・地下水汚染防止等事業	中小企業	80%以内	20年以内	3年以内	4.20%
	大企業	70%以内	20年以内	3年以内	4.20%
合併処理浄化槽設置資金貸付事業	第1セクター 第3セクター 民法第34条の法人	100%以内	5年以内	6月以内	(※3) 4.05%

(※3) 合併処理浄化槽設置資金貸付事業は、事業団の直接貸付となっています。6.4.22改定。

長期プライムレート	4.40%	平成6年3月10日から適用
財投金利	4.30%	平成6年3月24日から適用

参考1 融資額には上限がありませんが、融資比率があります。

2 対象者の中小企業とは、次表のとおりです。

業種	資本金(出資金)	従業員
製造業、運送業等	1億円以下	300人以下
卸売業	3千万円以下	100人以下
サービス業	1千万円以下	50人以下

※ 資本金(出資金)又は従業員のどちらか

一方が該当していれば中小企業となります。

※ この資金では、産廃物処理業は「製造業・運送業等」の区分で扱います。

3 融資のご相談・詳細のお問い合わせは、環境事業團業務部環境融資課

T E L 03-5251-1046

F A X 03-3501-3296

〒100 東京都千代田区霞が関1-4-1

(日土地ビル)

2. 岐阜県中小企業融資制度

この融資制度は、県内産業基盤の充実・強化を図るため、県内中小企業者等の事業活動の活性化と経営の安定の促進に必要な資金を県・金融機関等の協力のもとに中小企業者に低利で融資するものです。

岐阜県中小企業融資制度資金一覧表

平成6年4月1日現在

資 金 名	融 資 対 象 者	融資限度額(万円)	融資利率 (保証付き)	融資期間(最長)
		運転(解置)	設備(据置)	
経営安定資金	中小企業者及び組合	3,000(うち運転2,000 組合5,000 (ただし、借権の範囲内))	年3.4% (3.2%)	7年(6月)
開発倒産防止資金	倒産闘争中小企業及び組合(倒産企業に対し、50万円以上の債権を有している等)	1,800 組合5,000 (ただし、借権の範囲内)	年2.7%	5年
小規模企業活性化資金	従業員が50人(商業・サービス業5人)以下の小規模事業者	2,000	年3.3% (3.1%)	5年(6月)
小企業特別小口資金	従業員が5人(商業・サービス業2人)以下の小企業者 事業税控除等所持税法上の資本控除のいすれかを最近の1年間完納している者 市町村民税のいすれかを最近の1年間完納している者	500	年3.1%	3年
商業・サービス業資金	店舗の新増改築又は経営の近代化・効率化を図る中小企業者及び組合(商業・サービス業者に限る)	5,000(うち運転2,000)	年3.3% (3.1%)	5年(1年) 特例10年(1年)
労働力確保対策資金	労働環境を改善しようとする中小企業者及び組合 職場環境の整備(照明・空調等)・福利厚生施設の整備・研修施設の整備・週2時間 以上の時短のための設備導入等	5,000(うち運転2,000)	年3.1% (2.9%)	5年(1年) 特例10年(1年)
地球環境改善資金	地盤環境改善の整備(設備の導入等・土壤リサイクル関連事業・エコマーク商品の製造・石油代替エネルギー利用設備導入等)	5,000(うち運転2,000)	年2.9% (2.7%)	5年(1年) 特例10年(1年)
ベンチャーエンチャード資金	ベンチャーエンチャード等を新たに開業する者及びベンチャービジネス等を図る 中小企業者	2,000(うち運転1,000 償還開業は起業資金の80%以内)	年3.5% (3.3%)	5年(6月) 7年(6月)
新分野進出等企業活力支援資金	従業員30人以上(製造業及び卸売業に限る)の中小企業者及び組合で、新分野進出、 事業転換、大規模な省力化・合理化等を行うもの 国際的事業展開(海外貿易投資)を行う中小企業者及び組合	10,000	年3.5% (3.3%)	— 10年(1月)
ハイテク・ハイタッチ資金	ハイテク分野の研究開発、企業化及びハイタッチ分野のデザイン依託開発、イベ ント参加、スポーツ・レジャー施設整備等を行いうち中小企業者及び組合	10,000(うち運転23,000)	年2.8% (2.6%)	5年(1年) 7年(1年) 特例10年(1年)
むらおこし商品育成資金	むらおこし事業の一環で、県産品等を製造する中小企業者及び組合	5,000(うち運転2,000)	年2.9% (2.7%)	5年(1年) 7年(1月)
中小企業季節資金(跨年貸)	中小企業者及び組合	500 組合3,000	年3.2% (3.0%)	5月 —
同和地区小規模事業者及び同和組合事業資金	同和地区小規模事業者及び同和組合 同和地区小規模事業者(通常資金「運転」との重複は認められない)	1,200(うち組合500 組合2,000 (利子補給 年4.0%))	年4.6% (利子補給 年4.0%)	4年(6月) 7年(6年) 5月 —

中小企業体質強化	経営安定対策資金	最近1年間の売上高が、前年同期比10%以上減少しており、かつ別に定める要件に該当する中小企業者	2,000	年3.2% (3.0%)	5年(1年)	7年(1年)
組合共通事業金	共同事業を実施する組合	組合5,000	年3.7% (3.5%)	5年(1年)	7年(1年)	
アロンドア企画育成	技術又は事業の新規性を有し、かつ県の地場産業振興ビジョンに定める業種に該当する事業者及び組合	10,000(うち運送3,000)	年2.8% (2.6%)	5年(1年)	7年(1年) 特例(1年)	
機械工業事業振興資金	設備登録制廃止決定により影響を受け、事業転換・新分野進出を行う中型機械事業者であって、別に定める要件に該当するもの	3,000(うち運送2,000)	年3.7% (3.5%)	5年(1年)	7年(1年) 特例(1年)	

緊急経営支援資金	経営の安定に支障を生じている中小企業者及び組合で、次のいずれかの要件等に該当するもの	3,000	組合5,000	年2.7% (2.5%)	5年(1年)	7年(1年)
	(1) 最近3か月間の売上げが、前年同期比15%以上減少等 (2) 最近6か月間の売上げが、前年同期比10%以上減少等 (3) 最近の車両年度決算において、欠損を生じていること (4) 廉価比率20%以上で上りでかつ輸出関連事業の売上げが(1)又は(2)のいずれかに該当しているか又は売上げが減少であること					
輸出関連企業円高対策資金	最近の急激な円高により経営の安定に支障を生じている中小企業者及び組合で次 の要件のいずれにも該当するもの	3,000	組合5,000	年2.7% (2.5%)	5年(1年)	7年(1年)
	(1) 輸出比率10%以上 (2) 最近3か月間の売上げが前年同期比10%以上減少					

備考 1. 貸付条件には、上記のはか信用保証協会利用の保証料、保証人、担保方法等があり、また、資金によっては試験研究機関等の認定書が必要とされるものもありますが、これらの記載は省略しました。

2. 上記の資金は、いすれも、環境事業団融資・政府系金融機関融資等と併用できます。

3. 上記の表で中小企業とは

業種	従業員規模	資本金規模
小売・サービス	50人以下	1千万円以下
卸売	100人以下	3千万円以下
製造・その他	300人以下	1億円以下

4. 融資のご相談は、岐阜県商工労働部金融課 (0582) 72-1111 (内 2645)

又は、各県事務所産業労働課 (本県・山県を除く各県総合庁舎内)

その他、各市町村の商工会議所、商工会でも相談に応じています。

5. 一覧表の中の資金には、廃棄物関係事業には適用されないものもありますが、ここでは資金の全てを掲げました。

お願い

広報編集委員会からお願い

皆さんの投稿をお待ちしています

本誌は、皆様の機関誌として、必要な情報の提供に努めているほか、皆さんにより親しみのある誌面とするため、「会員の声」欄を設け、広く会員からの投稿をお待ちしております。

協会の運営、産業廃棄物処理問題、各自の企業における廃棄物処理の近況等々廃棄物問題に関わることなら何でも結構です。どしどし、ご意見等

をお寄せください。

ご投稿は、次によりお願いいたします。

1. 字数 400字詰原稿用紙（横書）1枚又は2枚程度
2. 締切 毎年2月末日、5月末日、8月末日及び11月末日の4回
3. 送先 当協会事務局
4. その他 署名掲載を希望の場合も、企業名、住所、氏名は明記してください。

編集後記

今年の夏は、早くから異常な猛暑に見舞われました。梅雨だというのに雨らしい雨もなく、7月早々から30度を超える真夏日の連続で、大地もからからに渴き、各地で深刻な水不足が出ています。

一方、長びいた不況もやっと明るい方向への動きが見られかけたというものの、急激な円高に見舞われ、尚、回復への遅れが懸念されています。

こうしたなか、産業廃棄物の排出量も、2割減った。いや3割減った。と業界でささやかれています。勿論、この排出量の減が企業による減量化の成果であればともかく、事態はそうではないようです。

とにかく、今年の夏はまことに暑くるしい夏になりました。

さて、本号は、巻頭に県公害対策審議会長でもあられる吉田三郎氏から「江戸時代に学ぶリサイクル」と題した随想をご寄稿いただきました。こ

の中で氏は、江戸の徹底したリサイクル社会を紹介され、環境倫理として、資源→消費→資源の「円運動」の必要性を説かれています。人間を必要としない地球、と末永く共生するための必須の倫理であると思います。

また、本号には、この春の人事異動で新たに就任された、県、市の関係部課長さんから、力強い激励のごあいさつを頂きました。厚くお礼申し上げます。

本号の発行直前の6月27日、我が協会にとって記念すべき、「協会創立5周年記念式、第10回通常総会」が盛大に行われましたが、これに関する記事は、次号の21号に特集として扱いますので、ご了承ください。

これから、暑さも一層厳しく、長く続くものと思われます。皆様のご自愛を祈念申し上げます。

（広報編集委員 野村清晴）

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 浅野 勇

委員 坂井 修 川合 清 和 中尾 勝

野々村 清 野村 清晴 山口 繁

（この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用してあります。）



協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成6年7月5日発行	第20号
編集 発行 社団法人 岐阜県環境保全協会	
理事長 小瀬洋喜	
〒500 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階	
TEL〈0582〉72-9293	
FAX〈0582〉72-6764	
印刷 共和印刷株式会社	